

令和2年5月7日開催

## 第2回

# 遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和2年度 第2回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和2年5月7日(木)  
 2. 開催時刻 開 刻 13時37分  
 閉 刻 14時18分  
 3. 開催場所 遠軽町議会議場  
 4. 出席委員 10人

会 長	18番	新国 純一
会長職務代理者	17番	石丸 博雄
委 員	2番	菅井 美德
委 員	3番	原田喜一郎
委 員	5番	石山 幸一
委 員	8番	早川 剛司
委 員	9番	小野 人司
委 員	10番	須藤 智弘
委 員	13番	岡田 一司
委 員	15番	上野 邦彦

5. 欠席委員 8人

委 員	1番	菅井 誠
委 員	4番	西原 弘子
委 員	6番	大河原正一
委 員	7番	梶田 政實
委 員	11番	中村 肇
委 員	12番	笹原 仁
委 員	14番	林 秀和
委 員	16番	鈴木 和弘

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委 員	3番	原田喜一郎
委 員	15番	上野 邦彦

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての検討及び公表について

議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条(所有権移転)の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 あっせん委員の指名について

議案第7号 現況証明願について

7. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	広瀬 淳次
主幹	吉岡 秀利
農地・農業振興担当係長	小川 哲也
農地・農業振興担当係長	原 吉生
農地・農業振興担当主任	市原 英二
農地・農業振興担当主任	加藤 一実

## 8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された令和2年度第2回（R2.5.7）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員10名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、3番 原田委員、15番 上野委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

### ◆ 諸般の報告

1. R2.4.6（月）13：30～

第1回農業委員会総会

2. R2.4.9（木）～10（金）

第98回オホーツク農業委員会連合会通常総会【紋別市紋別セントラルホテル】

諸般の都合により欠席とするも、その後中止

※同日開催のオホーツク優良農村青年表彰式も中止

3. R2.4.15（水）14：30～

町長と農業委員選任についての打ち合わせ【町長室】

広瀬事務局長、小川係長出席

4. R2.4.下旬

令和2年度遠軽町農業推進協議会総会及び遠軽町農業再生協議会総会  
書面開催

### ◆ 今後の予定

1. R2.5.25（月）～26（火）

農業者年金業務新任職員研修会【札幌市】

中止

2. R2.5.27（水）

市町村農業委員会職員基礎研修会【札幌市】

中止

3. R 2. 6. 1 (月) ~ 2 (火)

全国農業委員会会長大会及び北海道選出国會議員要請集会【東京都】

中止

4. R 2. 6. 3 (水) ~ 4 (木)

農業委員会会長・事務局長研修会【東京周辺】

中止

5. R 2. 6. 5 (金) 13:30 ~

第3回農業委員会総会

6. R 2. 5. 28 (木) ~ 6. 24 (水)

農業委員会委員募集

議長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。  
　　　　　(質疑なしの声)

議長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。  
　　なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。  
　　議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

　　それでは、議案第1号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての検討及び公表について」を議題とします。

　　事務局から、議案を説明させます。  
　　　　　(事務局　議案朗読説明)

事務局 　議案第1号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての検討及び公表について」を説明いたします。  
　　議案書をご覧ください。

　　別紙様式2をご覧ください。令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてでございます。

#### I 農業委員会の状況について

　　1 農業の概要については、農地台帳面積で8,186ha、総農家数178戸うち販売農家数が126戸となっており、認定農業者が83経営体となっております。

　　2 農業委員会の現在の体制についてでございますが、新制度に基づく体制となっております、農業委員18人となっております。

　　II 担い手への農地の利用集積・集約化についてでございますが、1の

現状としまして管内の農地面積が7,695ha、集積面積が6,153haで集積率は79.96%となっております。2の実績としましては、集積目標6,270haに対しまして集積実績6,153haで達成状況は98%となっております。

Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、令和元年度実績で2経営体となっております。内訳としましては、●●●●と●●●●が営農を開始しております。

2令和元年度の目標及び実績でございますが、参入目標1経営体に対しまして参入実績2経営体となっており、達成状況は200%となっております。

Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、現状の遊休農地面積は22.7haで割合は0.29%となっております。目標に対する評価としては、遊休農地解消に努めたが解消できていない。活動に対する評価としては、今後、遊休農地解消に努め活動を実施していくとしています。

Ⅴ違反転用への適正な対応については、違反転用面積は0haとなっております。

Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検については、1農地法第3条に基づく許可事務について1年間の処理件数は14件、うち許可14件及び不許可0件となっております。2農地転用に関する事務について1年間の処理件数は6件となっております。4情報の提供等については賃借料情報の調査・提供と農地の権利移動等の状況把握、どちらも町ホームページで公表しています。

Ⅶ事務の実施状況の公表等についてでございますが、1総会等の議事録の公表については、ホームページで公表しております。

続いて、別紙様式1令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてでございます。

I農業委員会の状況については3ページと同様ですので、割愛します。

II担い手への農地の利用集積・集約化についてでございますが、今年度の集積目標を6,253haとしております。

Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、今年度の目標を1経営体としております。

Ⅳ遊休農地に関する措置についてでございますが、遊休農地の解消面積を22.7haとし、地区ごとに巡回・調査を実施する計画でございます。

Ⅴ違反転用への適正な対応については、町内の巡回と違反者への聞き取り等を計画しております。

以上説明を終わります。

議 長 これより、議案第1号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」3件を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

その1

1 通知者の住所氏名

賃貸人－旭川市 ● ● ●  
● ● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ● ●  
● ● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積 (㎡) 「3筆合計 35, 199」

3 通知の理由

平成28年5月13日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その2

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ● ●  
● ● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ● ●  
● ● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿一畑、原野、宅地・現況は全て畑」・面積（㎡）「4筆合計 38,576.04」

3 通知の理由

平成31年1月15日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その3

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町●●●  
●● ●●

賃借人－紋別郡遠軽町●●●  
●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●外10筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「11筆合計 98,937」

3 通知の理由

令和元年12月9日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号「その1」についての質疑を行います。

質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「その2」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「その3」についての質疑を行います。が、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。(13:54~13:54)

議 長 再開します。  
これより議案第2号「その3」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号「その3」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」  
を入室させます。  
暫時休憩いたします。(13:55~13:55)

議 長 再開します。  
●●委員に申し上げます。  
議案第2号「その3」については、原案のとおり決定されましたので、



その旨報告します。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号1につきましては、所有権移転でございます。  
整理番号1・所在「●●●」・地番「●●外8筆」・地目「公簿一原野、畑・現況は全て畑」・面積(㎡)「9筆合計 150,576」・譲渡人「●● ●●」・労働力(人)「0」・経営面積(㎡)「畑 0」・申請理由「離農のため」・譲受人「●● ●●」・労働力(人)「1」・経営面積(㎡)「畑 634,677」・申請理由「経営規模拡大のため」  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「農地法第5条(所有権移転)の規定による許可申請について」2件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「農地法第5条(所有権移転)の規定による許可申請について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

その1

- 1 申請人の住所氏名  
譲渡人－札幌市●●●



(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「その2」について質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」4件を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号6から9につきましては、賃貸借でございます。  
整理番号6、所在「●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿一畑、原野、宅地・現況は全て畑」・面積(㎡)「4筆合計 38,576.04」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R2.5.14」・終期「R7.5.13」・期間「5年」・金額(円)「年90,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号7、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「3筆合計 35,199」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借

権」・始期「R 2 . 5 . 1 4」・終期「R 7 . 5 . 1 3」・期間「5年」・金額（円）「年60,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号8、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一畑、原野・現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 87,757」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R 2 . 5 . 1 4」・終期「R 1 2 . 5 . 1 3」・期間「10年」・金額（円）「年90,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号9、所在「●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿一畑、原野・現況は全て畑」・面積（㎡）「4筆合計 35,065」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R 2 . 5 . 1 4」・終期「R 5 . 5 . 1 3」・期間「3年」・金額（円）「10a3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第5号「整理番号6」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「整理番号7」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「整理番号8」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「整理番号9」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「あっせん委員の指名について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第6号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

1 あっせん申出人  
紋別郡遠軽町 ●●●●  
●● ●●

2 あっせん申出の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●外10筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「11筆合計 98,937」

3 あっせん申出の内容

売買

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第6号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議長 質疑なしと認めます。  
それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。  
それでは、14番林委員、17番石丸委員を指名します。

各委員は、宜しくお願いします。

次に、議案第7号「現況証明願いについて」5件を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第7号「現況証明願いについて」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号1、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「330」・申請者「旭川市●●●●●●●●」・理由「地目変更登記」・調査員「2番菅井（美）委員、16番鈴木委員、5番石山委員」  
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農業振興地域例外地であり、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域にある土地で現況が原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、2番菅井（美）委員、16番鈴木委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。  
（補足説明なしの声）

事務局 整理番号2、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「2筆合計 48, 247」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「2番菅井（美）委員、9番小野委員、17番石丸委員」  
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況が山林となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、2番菅井（美）委員、9番小野委員、17番石丸委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。  
（補足説明なしの声）

事務局 整理番号3、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「3筆合計 70, 973」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「10番須藤委員、15番上野委員、3番原田委員」  
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況が雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、10番須藤委員、15番上野委員、3番原田委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。  
（補足説明なしの声）

事務局 整理番号4、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「851」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「10番須藤委員、15番上野委員、3番原田委員」  
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況が雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、10番須藤委員、15番上野委員、3番原田委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。  
（補足説明なしの声）

事務局 整理番号5、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外6筆」・地目「公簿一畑、田・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「7筆合計 51,

602」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「15番上野委員、10番須藤委員、3番原田委員」  
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、15番上野委員、10番須藤委員、3番原田委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。  
(補足説明なしの声)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより議案第7号「整理番号1」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第7号「整理番号2」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第7号「整理番号3」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。



次に、議案第7号「整理番号4」の質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第7号「整理番号5」の質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。  
これをもちまして、令和2年度第2回農業委員会総会を閉会します。